

認定申請時のチェックポイント！



私は要件を満たしているのかな？
申請手続きも不安...

【認定申請時のチェックポイント】

- 申請書の提出が県内転入後3か月を経過していませんか？
- 新潟県内の高校等を卒業していますか？
- 県内転入時の年齢は30歳未満ですか？
- 県外での就業期間は、4年制大学を卒業後、通算3年以上(大学院卒の場合は通算1年以上)ありますか？
※ 大学卒業後すぐにUターン就職した場合は対象外となりますのでご注意ください。
- 県内ですでに就業・起業していますか？(公務員は除く)
また、申請時に就業・起業していなくても、転入後6ヵ月以内に就業・起業の予定がありますか？
- 企業等に就職した場合、雇用形態は「正規雇用」ですか？
- 返還している奨学金は次のいずれかに該当していますか？(一部対象外がありますので、御留意ください)
 - 日本学生支援機構(「入学時特別増額」は対象外) ○新潟県奨学金(「入学時一時金」は対象外)
 - 母子・父子・寡婦福祉資金(「修学資金」のみ対象(「就学支度資金」は対象外))
 - 生活福祉資金貸付制度(「教育支援費」のみ対象(「就学支度費」は対象外))

【申請書で間違いやすい記載など】

- 返還残額は就業した年度の前年度末の金額になっていますか？(当該金額を証明できる書類を添付していますか？)
例)平成29年5月1日就業
→ 平成29年3月31日現在の返還残額(対象となる奨学金に係る金額のみ)の記載及び証明が必要です。
※ 対象となる奨学金(日本学生支援機構第2種奨学金など)と対象外となる奨学金(日本学生支援機構入学時特別増額など)を区分して証明できない場合は、新潟暮らし推進課(025-280-5635)までお問い合わせください。
- 住民票の写しは「コピー」になっていませんか？
→ 市町村役場で交付されたものが「住民票の写し」となりますので、コピーしたものは添付書類として受領することができません。
- 県外での就業期間が分かる退職証明書を添付していますか？
→ 退職した会社に請求することで発行してもらうことができます。
(労働基準法により、請求があった場合は会社が交付することが義務付けられています)
なお、退職した会社が倒産などの理由により交付できない場合は、新潟暮らし推進課までお問い合わせください。

これで認定申請もバッチリ！
認定後は、助成金の交付申請も
お忘れなく！

